

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領

(制 定 令和2年6月23日 農振第254号)

第1 趣 旨

本県のグリーン・ツーリズムは、新型コロナウイルス感染症拡大により、旅行客が減少するなど、今後、地域産業の低迷や農山漁村地域の活力低下が懸念される状況であり、受入地域の感染症対策の強化と衛生環境の改善など受入体制の強化が必要となっている。

このため、新型コロナウイルス感染症への対応として農山漁村体験活動に係る衛生環境・受入環境の整備や安全・安心で魅力的な新規体験メニューの開発、情報発信対策に緊急的に取り組むため、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業(以下「事業」という。)を実施し、新型コロナウイルス感染症流行収束後の受入体制の強化と旅行客の回復を図る。

第2 事業の内容

事業区分は次に掲げるとおりとし、それぞれの事業実施主体、事業内容、補助率及び採択基準は、別表のとおりとする。

- (1) 衛生・受入環境整備タイプ
- (2) 地域資源磨き上げタイプ
- (3) 農山漁村体験魅力発信タイプ

第3 事業の実施地域

実施地域は、グリーン・ツーリズム受入団体(グリーン・ツーリズムの推進に加え、旅行者の受入主体となっている団体。以下「受入団体」という。)又は市町村が農山漁村体験活動に係る衛生環境・受入環境の改善に加え、安全で安心な新規体験メニュー開発、旅行客の回復に結び付ける情報発信等についての方策を定める「新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン(以下、「緊急対策プラン」という。)」を策定した地域とする。

第4 実施計画の策定

1 実施計画の申請及び承認

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年度目を目標年度とする実施計画書(様式第1号)、事業評価表(様式第2号)を作成し、受入団体等が策定した緊急対策プランを付して、様式第3号により広域振興局長に承認の申請を行うものとする。
- (2) 広域振興局長は、(1)により各事業実施主体から提出された実施計画書及び事業評価表が緊急対策プランに即したものであり、その内容が適当と判断された場合は、承認を行うものとする。

2 実施計画の変更

実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 備品若しくは工事内容の変更又は備品の種別の変更
- (5) 補助金額の変更を伴う経費の配分の変更

第5 推進活動

市町村長は、広域振興局長ほか関係機関との連携のもと、事業の円滑かつ適正な推進について、事業実施主体に対する指導を行うものとする。

第6 事業評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、成果目標の達成状況について、事業評価表（様式第2号）を用いて自ら評価を行い、当該年度の翌年度の5月31日までに様式第4号により広域振興局長に報告するものとする。

2 目標達成に向けた支援

- (1) 広域振興局長は、事業評価結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 広域振興局長は、目標年度において成果目標が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させ、適切な指導を行うものとする。

第7 補助

広域振興局長は、予算の範囲において、第2に定める事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。

別表

事業区分	事業実施主体	事業内容	補助率	採 択 基 準
1 衛生・受入環境整備タイプ	受入団体又はグリーン・ツーリズム取組農家の連携体（3戸以上で構成され、構成員の2分の1以上が農業者の団体）	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として衛生環境の強化や、インバウンドニーズへの対応も見据えた受入環境の向上を行うために必要な経費</p> <p>ただし、施設の整備（改修含む）又は機械・器具の購入の場合は主として農山漁村体験活動の受入に使用するものとする</p>	2分の1以内（補助上限1,000千円）	受入団体が新型コロナウイルス感染症への対応として衛生環境・受入環境の改善に加え、安全で安心な新規体験メニュー開発、旅行客の回復に結び付ける情報発信等について方針を定める「緊急対策プラン」を策定した地域で、活動趣旨や目標が地域内で認知されており、事業実施主体が緊急対策プランに位置付けられた取組を行う団体であること
2 地域資源磨き上げタイプ		<p>新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ需要の回復に取り組むため、地域資源を活用した安全・安心で魅力的な体験メニューの開発や改善、体験に必要な機器整備など地域資源の磨き上げのために必要な経費</p>		
3 農山漁村体験魅力発信タイプ		<p>新型コロナウイルス感染症収束を見据えて、衛生・受入環境、安全・安心で魅力的な新規体験メニューなどの紹介やプロモーション活動など情報発信を行うために必要な経費</p>		

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業 実施計画書

年 月 日作成

1 事業実施主体の概要

名称	(フリガナ)		
代表者氏名	(フリガナ)	事務局氏名	(フリガナ)
	印		
代表者連絡先	【住所】	事務局連絡先	【住所】
	【電話】 【FAX】		【電話】 【FAX】
	【E-mail】		【E-mail】
活動地域	市町村名 地区		
緊急対策プラン 策定受入団体 (市町村)名及び 策定年月日	緊急対策プラン策定受入団体(市町村)名： 策定年月日： 年 月 日		

2 事業の概要

項目	内 容
事業名 (事業区分)	農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業 衛生・受入環境整備タイプ 地域資源磨き上げタイプ 農山漁村体験魅力発信タイプ
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業概要	※事業の概要が分かるように、100～150字程度で簡潔にまとめて記載して下さい。
地域で合意されている将来のめざす姿等	※緊急対策プランにおける本事業による取組の位置づけを記載

3 事業内容

事業区分	事業内容	経費区分	事業費		積算内訳	負担区分		備考
				うち補助対象事業費		県補助金	事業実施主体	
衛生・受入環境整備タイプ								
	小計							
地域資源磨き上げタイプ								
	小計							
農山漁村体験魅力発信タイプ								
	小計							
合計								

※ 事業内容は、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領別表の事業区分ごとに記載すること。

※ 経費区分は、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付要綱別表第1に定める「補助対象経費の区分」に従い記入すること。

※ 備考欄には、除税額等を記載すること。

4 施設整備（改修含む）又は機械・器具購入・利用計画書

施設整備（改修含む）又は 機械・器具の名称	
施設整備又は機械・器具の概要 及び数量等	
整備又は購入する 理由、必要性	
価格（消費税を含む）	円（うち消費税 円）
取組終了後の 管理方法	
管理責任者	役職： 氏名：
利用計画 （施設、機器・器具ごとに記載）	① 年間利用回数 ② 利用場所 ③ 利用方法

注1 施設整備又は機械・器具導入がある場合は、記載すること。

注2 複数の機械・器具導入等がある場合は、各々の内容がわかるように記載すること。

5 添付資料

- (1) 事業実施主体の定款又は規約、役員名簿、構成員一覧表を添付すること。
- (2) 緊急対策プランを添付すること。
- (3) 本事業により機械・器具の購入を計画している場合は、カタログ、見積書等、施設整備を計画している場合は、見積書、図面等を添付のこと。
- (4) 本事業により機械・器具の購入、施設整備を計画している場合は、管理運営規定を添付すること。
- (5) その他、広域振興局長が必要と認める資料。

様式第2号（第4の1関係）

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業 事業評価表

市町村名：_____

事業実施主体名：_____

1 事業内容

2 目標及び実績

目標の内容	現 状 (年度)	目 標 (年度)	
評価年度	取組実績		達成状況
1年目 (年度)			
2年目 (年度)			
3年目 (年度)			
4年目 (年度)			
5年目 (年度)			

注1) 施設整備（改修含む）又は機械・器具購入の場合は、利用計画の①利用回数を必ず目標に含めること。

注2) 達成状況の欄は、達成している場合「○」を、未達成の場合は「×」を記入する。

3 未達成項目に対する改善措置

注) 未達成の目標がある場合には、目標項目ごとに、その要因の分析と改善に向けた措置等を記入

第 号
年 月 日

広域振興局長

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名 印

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業の実施計画（変更）
承認申請について

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領（令和 2 年 6 月 23 日付け農振第 254 号）第 4 の 1 の（1）に基づき、実施計画（変更）の承認を申請します。

注 実施計画書（変更）（様式第 1 号）及び事業評価表（様式第 2 号）を添付すること。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所

事業実施主体名

代表者職・氏名

印

年度農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業の事業評価表の提出に
ついて

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領（令和2年6月23日付け農振第254号）第6の1に基づき、関係書類を添えて提出します。

注 関係書類として、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業評価表（様式第2号）を添付すること。